

○免許証の再交付

(第 94 条第 2 項)

改正 令和元年 12 月 1 日 令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 94 条第 2 項
処分の概要	免許証の再交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会(仮免許証の再交付については警察本部長)
法令の定め	道路交通法施行規則第 21 条(免許証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理 期間	岡山県公安委員会が交付した運転免許証に対して、当該再交付の申請が行われた場合にあつては、1~20 日(行政庁の休日は含まない。) (運転免許センター及び倉敷・津山運転免許更新センター 1 日、警察署 20 日)
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係